

佐世保市監査委員公表第12号

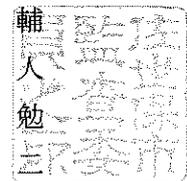
定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

子ども未来部 分

令和5年4月13日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐
佐世保市監査委員 本 村 泰
佐世保市監査委員 古 家 勉
佐世保市監査委員 山 口 裕



4子政第50083号
令和5年3月31日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 本村 泰人 様
佐世保市監査委員 古家 勉 様
佐世保市監査委員 山口 裕二 様

佐世保市長 朝長 則



監査結果に対する措置について（通知）

令和5年2月27日付、佐世保市監査委員報告第30号で提出された監査結果報告
について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以上

措置通知書

子ども未来部 子ども支援課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。</p>	<p>オンライン申請による本人負担の児童手当受給証明郵送料（84円）については、佐世保市手数料条例第4条で、税外収入の条例、規則等で確定しているものに該当すると拡大解釈したことから、歳入調定において決裁区分を誤って処理していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和5年2月7日の課内会議において、本人負担の郵便料についての歳入調定は、部長等専決事項であることを確認し周知徹底しました。</p> <p>また、2月8日の部内での監査措置状況確認において部内への周知徹底を行うとともに、2月14日に改めて部長までの追認を受けたことで、課員に本人負担の郵便料についての歳入調定は、部長等専決事項であることを再度確認させ周知徹底を図りました。</p>

措置通知書

子ども未来部 子ども保健課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>② 未熟児養育医療費徴収金において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。</p>	<p>未熟児養育医療費徴収金において、条例の認識不足および、出産直後の産婦の方の心情等に配慮し、担当者が文書ではなく電話による督促により対応していました。</p> <p>このことについて、管理職も十分に把握しておらず、的確な指示を行っておりませんでした。</p> <p>督促状を送付することについては、令和4年12月26日に債権管理マニュアルをもとに管理職並びに担当で再確認を行い、令和5年2月27日付で部内に周知徹底しました。</p> <p>今回の指摘を受け、徴収金の納期限後に財務会計システムにより納付の確認を担当者及び管理職により行い、納期限を過ぎても支払いがない場合は、督促状の送付に併せ、状況に応じて、電話による説明を行い、出産直後の産婦の方への対応を行っております。</p>

措置通知書

子ども未来部 子ども子育て応援センター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>③ 母子生活支援施設入所者負担金において、地方自治法施行令第154項第3項で「…納入の通知は、…納期限…を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」と規定されているにもかかわらず、納期限を記載することなく納入の通知を行っているものがあった。</p>	<p>地方自治法施行令第154項第3項の規定の認識はあったものの、令和4年4月分の母子生活支援施設入所者に対して納期限の記載を失念し、納入通知書を発行していたものです。</p> <p>令和4年12月26日に所長・係長・担当者において所内会議を開催し、当該規定を再認識するとともに、納入通知書に納期限を記載するよう、令和5年2月27日付で部内に周知徹底しました。</p>

措置通知書

子ども未来部 子ども発達センター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>④ 子ども発達センター診療料において、佐世保市財務規則第66条の2で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限を20日より後の日付で再設定しているものがあった。</p>	<p>最初の納付書を発行した際には規定通りに納期限を定めていましたが、納期限を過ぎても収納が確認できなかったため、債務者に電話連絡したところ、紛失していたため再度納付書を送ることになりました。</p> <p>納期限切れの納付書は一部金融機関での納付取扱いができない点に配慮したこと、また、納期限を変更して再発行することが当初定めた納期限の変更にあたるとの認識がなく、管理職も確認の際に見落としていたことにより、納期限を変更して納付書を再発行したものです。</p> <p>今後は適正な納期限で再発行の上、納期限が過ぎた納付書は郵便局・コンビニでの取扱いができないことの注意喚起文書を同封して送付することとします。</p> <p>令和5年2月10日に担当者に研修を行い、納期限の運用について及び事務処理の際複数で確認することを再確認し、令和5年2月14日付けで部内へ周知徹底しました。</p>